第十一期決算公告

平成二十五年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・千円

資産の部

流動資産	一八二、一七五
固定資産	四五、八一四
合計	二二七、九九〇
負債及び純資産の部	
流動負債	七二、六六一
株主資本	一五五、三二八
資本金	一〇〇、〇〇〇
資本剰余金	一〇〇、〇〇〇
利益剰余金	△四四、六七一
その他利益剰余金	△四四、六七一
（うち当期純損失）	（四五、二五九）
合計	二二七、九九〇

平成二十五年六月二十七日

東京都中央区築地四丁目一二番二号

株式会社ＵｐＴａｂｌｅ

代表取締役社長　若菜　俊彦

第一〇二期決算公告

平成二十五年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・円

資産の部

流動資産	一、〇九六、二五五、三九一
固定資産	四一九、一八八、五二九
合計	一、五一五、四四三、九二〇
負債及び純資産の部	
流動負債	一、一一一、一一六、六七一
（役員賞与引当金）	（六、七四五、〇〇〇）
固定負債	九三、九五九、五九二
（退職給付引当金）	（二、九四一、五二五）
（役員退職慰労引当金）	（三五、一五〇、〇〇〇）
株主資本	三一〇、〇二〇、三六〇
資本金	五〇、〇〇〇、〇〇〇
利益剰余金	二六四、五七一、三六〇
利益準備金	一二、五〇〇、〇〇〇
その他利益剰余金	二五二、〇七一、三六〇
（うち当期純利益）	（二五、三二八、八七七）
自己株式	△四、五五一、〇〇〇
評価・換算差額等	三四七、二九七
合計	一、五一五、四四三、九二〇

平成二十五年六月二十七日

愛知県西尾市楠村町明神後二番

アイチセラテック株式会社

代表取締役　二村　直志

第九十二期決算公告

平成二十五年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　円

資産の部

流動資産	五六二、四九三、七三五
固定資産	二〇〇、九五五、〇一五
合計	七六三、四四八、七五〇
負債及び純資産の部	
流動負債	四四五、九九二、三二〇
（うち賞与引当金）	（二四、八一〇、〇〇〇）
（うち役員賞与引当金）	（七五五、〇〇〇）
固定負債	一二七、四九〇、五八七
（うち退職給付引当金）	（一〇二、四三五、二〇七）
（うち役員退職慰労引当金）	（二、八〇〇、〇〇〇）
株主資本	一八九、九六五、八四三
資本金	二〇、〇〇〇、〇〇〇
資本剰余金	一二七、七六八
資本準備金	一二七、七六八
利益剰余金	一六九、八三八、〇七五
利益準備金	五、〇〇〇、〇〇〇
その他利益剰余金	一六四、八三八、〇七五
（うち当期純利益）	（六九、一五二、三二一）
合計	七六三、四四八、七五〇

平成二十五年六月二十七日

愛知県春日井市高蔵寺町北五丁目一一五九

番地　中央窯業株式会社

代表取締役社長　仁張　俊文

第七十三期決算公告

平成二十五年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・千円

資産の部

流動資産	三、五〇八、三三五
固定資産	一、八一九、一一八
繰延資産	一五八、八四二
資産合計	五、四八六、二九六
負債及び純資産の部	
流動負債	一、七四四、三四八
固定負債	二、九五七、八二八
負債合計	四、七〇二、一七六
株主資本	七八四、一二〇
資本金	一〇〇、〇〇〇
資本剰余金	一、二〇五
資本準備金	四〇五
その他資本剰余金	八〇〇
利益剰余金	六八二、九一四
利益準備金	二五、二〇〇
その他利益剰余金	六五七、七一四
（うち当期純利益）	（五四、二四六）
純資産合計	七八四、一二〇
負債及び純資産合計	五、四八六、二九六

平成二十五年六月二十七日

大阪府吹田市芳野町一八番二三号

昭和化工株式会社

代表取締役社長　小椋浩之介

配当公告

秋田県由利本荘市山本字下野三六番地八

破産者　三浦　悟

右の者に対する秋田地方裁判所本荘支部平成二十四年（フ）第四九号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一六、八二四、四一四円

一、配当することのできる金額

金二、八二六、四四八円

平成二十五年六月二十七日

秋田県秋田市山王三丁目一番七号東カン秋田ビル六階　破産管財人　湊　貴美男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道旭川市一条通一丁目右三号、最後の住所旭川市高砂台五丁目二一番七号高齢者コミュニケーション施設連

被相続人　亡　小口　孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月二十七日

旭川市末広東一条九丁目五番六号

相続財産管理人　司法書士　岡田　新經

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道室蘭市中島町四丁目七番地、最後の住所北海道虻田郡豊浦町字大和二二五番地

三やまと更生園　被相続人　亡　新保　直子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月二十七日

事務所北海道伊達市網代町二四番地伊達経済センター三階伊達噴火湾法律事務所

相続財産管理人　弁護士　林　正樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県足利市野田町二一四七番地、最後の住所栃木県足利市伊勢町三丁目一二番地三五　コーポ伊勢一〇一

被相続人　亡　長島準之助

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月二十七日

栃木県小山市神鳥谷一丁目六番一九号浅野正富法律事務所

相続財産管理人　弁護士　浅野　正富

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県吾妻郡草津町大字草津一〇番地、最後の住所群馬県吾妻郡草津町大字草津四五四番地一四七船井荘二〇一号

被相続人　亡　阿藤　一男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月二十七日

群馬県前橋市新前橋町一番地三五

相続財産管理人　弁護士　吉野　晶